

運 送 約 款

愛媛航空株式会社

第 1 章 総 則

(約款の適用)

第 1 条 愛媛航空株式会社（以下「会社」という。）の行う旅客手荷物の航空運送は本約款に基づいて行います。

2. 会社は、本運送約款を変更できるものとし、変更をする際は相応の期間をもって、ホームページ等に掲示することにより変更内容を告知するものとしめます。

(運賃及び料金)

第 2 条 運賃及び料金は、別に定めるところによります。

(運航上の変更)

第 3 条 会社は法令の執行、官公署要求、争議行為、動乱戦争、機材の故障、悪天候その他のやむを得ない事由により、飛行経路、発着日時若しくは発着場の変更、運航の全部若しくは一部の中止、旅客の搭乗の制限又は手荷物の積載の制限若しくは取降しをすることがあります。

2. 会社は前項の場合に生じた一切の損害について賠償する責を負いません。

(責任)

第 4 条 会社は航空機に搭乗中又は搭乗中に生じた事故による旅客の死亡若しくは傷害又は手荷物の滅失毀損延着等に対し損害賠償の責を負います。但し、会社が会社又はその使用人に故意又は過失がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 賠償の限度については第 23 条及び第 25 条の定めるところによります。

(係員の指示)

第 5 条 旅客及び貸切飛行の借主（以下「借主」という。）は、旅客の搭乗及び降機又は手荷物等の積降その他発着場又は航空機内の行動についてはすべて係員の指示に従わなければなりません。

(賠償金)

第 6 条 会社は旅客又は借主が故意又は過失によりあるいはこの運送約款を守らないことにより会社に損害を与えた場合は、その損害相当額の賠償金を申し受けま

(管轄裁判所)

第 7 条 この約款による運送契約の成立、効力及び解釈は日本の法律に準拠し、これに関して生じる一切の訴訟は会社の本店所在地の裁判所の管轄とします。

(特約)

第 8 条 会社は、旅客又は借主の申出により、この約款の一部の規定について特約を結ぶことがあります。この場合においては第 1 条の規定にかかわらずこの特約事項を適用します。

(利用者の同意)

第 9 条 旅客又は借主は、この運送約款を承認し、且つこれに同意したものとします。

第 2 章 旅 客

(航空券)

第 10 条 会社は所定に運賃又は料金を申受けて個人航空券団体航空券又は貸切航空券（以下「航空券」という。）を発行します。

2. 記名式航空券は他の人に譲渡することは出来ません。

3. 航空券は券面記載の通りに使用しない場合又は記名本人以外の方が使用する場合は無効となります。

(有効期間)

第11条 航空券で搭乗日時の指定のないものの有効期間は発売の日から30日とします。

(搭乗日時)

第12条 会社の航空機に搭乗するには、日時の指定を必要とします。日時の指定を受けようとするときは、会社事業所又は代理店において航空券を呈示することを必要とします。

(有効期間の延長時)

第13条 旅客は、下記の場合、時間までに会社に申出て航空券の有効期間を延長することができます。

(1) 会社に直接申出した場合、指定日時の20分前。

(2) 代理店を通じて申出した場合、指定日時の2時間前。

(3) 日時の指定のない場合、有効期間の末日。

(航空券の呈示)

第14条 会社は、旅客に搭乗前に航空券の呈示を求めます。航空券の呈示のない場合は搭乗できません。

(適用運賃及び料金)

第15条 適用運賃及び料金は、航空券の最初の搭乗用片によって行う旅行の開始当日において有効な運賃及び料金とします。

2. 收受運賃又は料金が適用運賃又は料金と異なる場合はその差額をそれぞれの場合に応じて払戻し又は徴収します。但し航空券を運賃又は料金値上げの実施日前に購入し、且つ当該旅行をその運賃又は料金値上り実施日後30日以内に開始する場合の適用運賃又は料金は航空券の発売日において有効な旅客運賃又は料金とします。

(小児運賃)

第16条 旅客に同伴された座席を使用しない3才未満の小児は旅客1人につき、1人までは無料とします。

(集合時刻等)

第17条 旅客は、会社の指定する時刻までに会社の指定する場所に集合しなければなりません。旅客が指定された時刻までに集合しなかった場合には搭乗できないことがあります。

(会社の都合による払戻し)

第18条 第3条の事由又は会社の都合により運送約款の全部又は一部の履行ができなくなった場合は、旅客の請求に応じ、未飛行部分に相当する運賃の払戻しをします。この場合会社は、旅客の飛行継続にできる限り便宜をはかります。

(旅客又は借主の都合による払戻し)

第19条 旅客又は借主がその都合によって運送契約を取り消す場合は、次の場合に限り次の各号に定むる額の運賃料金の払戻しをします。

(1) 搭乗日時の指定を受けていないで取消す場合は、航空券の有効期間内に限り收受した運賃の9割。

(2) 会社が指示した集合時刻の24時間前までに取消しの通知があった場合は收受した運賃の7割。(遊覧飛行の場合を除きます。)

(3) 会社が指示した集合時刻の6時間前までに取消しの通知があった場合は收受した運賃の5割。(遊覧飛行の場合を除きます。)

(4) 遊覧飛行であつて会社が指示した集合時刻までに取消しの通知があつた場合は収受した運賃の9割。

(航空券の紛失)

第20条 航空券を紛失した場合は次の各号により運賃料金の払戻しをします。

(1) 紛失したことによつて別に航空券を購入使用した後紛失した航空券を発見した場合は、有効期間の末日から30日以内に限り、全額払戻しをします。

(2) 紛失したことによつて旅行を取り止める場合は、前条に準ずる取扱いをします。

(払戻しの方法)

第21条 運賃料金の払戻しは会社の事業所又は代理店において航空券と引換に、航空券の指定日時又は有効期間の末日から30日以内に限り行います。

(搭乗の制限)

第22条 次の各号に該当する者は特に会社の同意を得た場合の外搭乗することが出来ません。

(1) 精神病患者、伝染病患者、薬品中毒者、泥酔者。

(2) 附添人のない傷病者、身体障害者又は3才未満の小児。

(3) 武器(職務上携帯する物を除く)火薬、爆発物、発火又は引火し易い物品その他航空機、乗客又は搭載物を損傷するおそれのある物品を携帯する者。

(4) 航空運送に不適當な物品又は動物を携帯する者。

(5) 他の乗客に不快の念を与えるおそれのある者。

(6) 第24条の規定による持込手荷物の点検を拒んだ者。

(7) 機内で紙巻きたばこ、電子たばこ、加熱式たばこその他の喫煙器具を使用する者。

(賠償の限度)

第23条 会社は、航空機に搭乗中又は乗降中、会社が責に任ずべき事故により生じた旅客の死亡又は傷害に対しては、誠意をもって賠償を行います。

第3章 手荷物

(内容の明示及び点検)

第24条 会社は、旅客の手荷物が第23条記載の物件の疑いがあると認めた場合は次の各号により処理します。

(1) 持込手荷物(身廻品を含む)の場合は、本人立会の上点検することがあります。

(2) 前号の点検を拒んだ場合は、手荷物の持込を断ります。

(賠償の限度)

第25条 手荷物(身廻品一切を含む)に生じた損害について会社が賠償の責を負う場合の賠償額は旅客1人につき15万円を以て限度とします。

(手荷物持込の制限)

第26条 会社は、次の各号に掲げる手荷物の持込は認めません。

(1) 包装若しくは荷造りの不完全なもの、破損、腐敗若しくは変質し易いもの、臭気を発するもの、不潔なもの又は航空機若しくは他の運送品を損傷するおそれのあるもの。

(2) 腐蝕性薬品、武器、火薬、爆発物、発火又は引火し易いもの。

(3) 航空運送に不適當なもの。

- (4) 法令又は官公署の命令によって移動を禁止されているもの。
- (5) 会社において航空運送上不相当と判断するもの。

附則

(適用期日)

第1条 この運送約款は令和2年7月1日から適用します。